

補助金の取扱いについて①

【競技団体における補助金の取扱いについて】

- 1 競技団体にあつては補助金と会の運営に係る経費は別通帳で管理すること。
- 2 各通帳は、個人名義とせず、競技団体名等とすること。
- 3 会計報告時は通帳の写しを添付すること。
- 4 競技団体にあつては、補助金に関する書類(通帳、出納簿及び証憑等)を整備し、5年間保存すること。

種別毎に口座を開設してもかまわないが、全ての口座を届け出ること。

補助金管理団体

○大分県競技力向上対策本部

○・・・県
▲・・・競技団体

補助金

報告

○競技団体口座(届出済の指定口座)へ入金

競技団体(41)

- ・事業専用口座の開設
- ・通帳と印鑑保管者の兼任不可

〈会計責任者の業務〉

- ▲事業専用口座へ入金
- ▲事業専用口座の検閲
- ▲通帳・印鑑保管者区分を管理
- ▲報告書の検閲
- ▲補助金に関する書類の管理

補助金

報告

《報告時》

- ▲報告書作成
- ▲会計責任者へ事業専用通帳の写しと領収書を提出

担当者

- ・事業専用口座の開設(個人名不可)

補助金の取扱いについて②

★申請・報告について ※提出日厳守

| 事業名 | 申請期日 | 報告期日 | 参照 |
|--------------------|------------------|-------------------------------|---|
| 新チーム大分強化 | 4月30日まで | 事業完了から30日または 4月5日のいずれか早い日 | 新チーム大分強化事業関係資料P2～P3 別紙『新チーム大分強化事業』補助金事務 のながれ |
| スポーツ振興基金 | 6月30日まで | 事業完了から30日または 4月10日のいずれか早い日 | 大分県スポーツ振興基金事業関係資料 P2～P3 県スポーツ振興基金事業費補助金の 事務処理についてP1～P2 |
| 世界に羽ばたく アスリート強化 | 派遣日の原則 1か月前まで | 事業完了から30日または 4月5日のいずれか早い日 | 世界に羽ばたくアスリート強化事業 関係資料P2～P3 世界に羽ばたくアスリート強化事業 関係資料P17 |

★昨年度からの主な変更点

- 1, 新チーム大分強化事業
 - ・領収書添付要領の変更(交通費)
 - ・交通費限度額一覧表
- 2, スポーツ振興基金
 - ・仮申請書の作成